

さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）FAQ

目次

【予算】	1
Q 1 予算について	1
Q 2 小規模投資枠と大規模投資枠について	1
Q 3 大規模投資枠対象者が小規模投資枠の申し込みはできますか？	1
Q 4 なぜ、大規模投資枠と小規模投資枠が設けられているのか？	1
【申請全般】	2
Q 5 申請書の配布について。（配布方法・配布場所）	2
Q 6 申請手続きについて。（申請期間・申請方法）	2
Q 7 申請は先着順か。	2
Q 8 審査にどれくらい時間がかかるのか。	2
Q 9 審査で不採択になることはあるか。	2
Q 10 給付のスケジュールについて。	2
Q 11 交付申請の審査結果について通知はされるか。	3
Q 12 なぜ、交付決定後でなければ、設備の契約、発注、購入等を行ってはならないのか。	3
Q 13 交付決定後に工事に着手するとしているが、見積書の取得や設備の購入予約は行ってよいか。	3
【対象者】	4
Q 14 補助金の対象となる中小企業者と中堅企業の要件は。	4
Q 15 本補助金の対象とならないのはどのような者か。	4
Q 16 主たる事業が農業に該当する者が対象にならない理由は？	5
Q 17 常時使用する従業員の定義は。	5
Q 18 従業員数は支店の人数も含まれるか。	5
Q 19 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。	5
Q 20 いつ時点の従業員数か。	5
Q 21 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は補助対象になるか。	5
Q 22 「市内に所在する事業所」をどのように確認するか。	6
Q 23 どの時点で市内に事業所を有していればいいのか。	6
Q 24 法人として申請する場合で、開業してちょうど1年のため、まだ確定申告書がない場合、申請できないのか。	6
【対象設備】	7
Q 25 「対象設備の更新」とは。	7
Q 26 補助金の対象とならない設備とはどのような設備か。	7

Q27 レンタルオフィス又はシェアオフィス事業を営んでおり、事業の用に供する設備の更新で補助金申請をしたいが対象となるか。	7
Q28 オーバーホールや改良は対象となるのか。	7
Q29 対象設備かどうかどのように確認してもらえるのか。	7
Q30 定量的な効果はどのような視点で書けばよいか。	8
Q31 システムとはどのようなものが対象となるのか。	8
Q32 クラウド型の業務管理ソフトを初期導入する際、初期設定費用は補助対象となるのか。	9
Q33 トラックは対象となるのか。	9
Q34 不動産は対象となるのか。	9
Q35 設備導入により工事を行うがどこまでが対象となるのか。	9
Q36 保守契約やメンテナンス費用は補助対象となるのか。	9
Q37 なぜ、汎用的な設備（パソコン、スマートフォン、タブレット）は補助対象とならないのか。	9
Q38 補助対象経費に消費税は含むのか。	10
Q39 省エネ設備（例：LED 照明、高効率空調）は対象となるのか。	10
Q40 高効率空調を導入することで、作業環境が改善され業務効率化につながりますが、対象となるのか。	10
Q41 中古設備は対象になるのか。	11
Q42 省人化、省力化、業務効率化に資する設備とはどのようなものか。	11
Q43 既存設備と同等の設備を導入する予定だが、一部の機能をカスタマイズ又は、オプションを付ける場合、その費用も補助の対象とすることは可能か。	11
Q44 補助金の交付決定額は1,000万円未満（例えば700万円）であったため、上限額まで追加で設備を導入することは可能か。	11
Q45 技術導入費とは何ですか。	11
Q46 技術導入費の証明にはどのような書類が必要ですか。	11
Q47 資格取得は技術導入費に該当しますか。	11
Q48 自社製品を導入した場合は補助の対象になるか。	11
Q49 自社施工した場合は、その施工費用は補助の対象になるか。	12
Q50 関連事業者とは。	12
【給付要件】	13
Q51 申請日以降に市外に事業所を移転した場合は補助対象となるか。	13
Q52 複数の事業所を有する事業者への補助は。	13
Q53 個人の事業と法人を設立して別の事業を行っているが、両方補助されるか。	13
Q54 市税を滞納している場合、補助対象となるか。	13
【添付書類】	13
Q55 必要な添付書類は。	13
Q56 固定資産税評価証明書と固定資産税納税通知書はいつ時点のものを提出すれば良いか。	14

Q57	本人確認書類の写しは何を提出すれば良いか。	14
Q58	確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。	14
Q59	個人事業主で確定申告の義務がない場合は。	14
Q60	添付書類に記名したほうがよいか。	14
Q61	貸借契約書は、全てのページの写しが必要か。	15
Q62	見積書は、今回の補助金申請のために、改めて取得する必要があるか。	15
Q63	見積書に記載されている「見積の有効期限」が切れているが問題ないか。	15
Q64	見積書に、補助金申請とは関係のない内容が記載されているが問題ないか。	15
Q65	複数の設置場所がある場合若しくは、複数の種別の設備を入れる場合、どのように申請すればよいか。	15
Q66	提出書類で、設備の仕様がわかる書類とは何か。	15
Q67	交付決定を受けた内容に変更がある場合は、どのような書類が必要か。	15
Q68	事前に書類を確認してほしい場合どこにどのように相談すれば、受け付けてくれるか。	15
	【その他】	16
Q69	法人の場合、振込口座は代表者個人の口座など法人名義以外のものでも良いか。	16
Q70	確定申告は必要となるのか。	16
Q71	クレジットカードで支払いをしてよいか	16

【予算】

Q 1 予算について

- 2つの投資枠ごとに予算を設定し、その設定した予算の範囲内で補助金を交付します。
- 2つの投資枠の予算は、小規模投資枠予算額1億4,400万円と大規模投資枠予算額4億1,600万円
- 各投資枠の予算に達し次第、その投資枠の募集が締め切りとなりますのでご了承ください。
- 同日に予算残高を上回る申請があった場合、抽選による受付となります。

Q 2 小規模投資枠と大規模投資枠について

- 小規模投資枠は、補助金申請額500万円以下(補助対象経費750万円以下)になります。
- 大規模投資枠は、補助金申請額500万円超～1,000万円以下(補助対象経費750万円超)となります。
- 小規模投資枠と大規模投資枠は、いただいた申請書類等を基に本市が判定するため、申請者が任意で投資枠を選択するものではありません。

(参考)

区分	補助対象額経費	補助率	補助上限額	予算枠
小規模投資枠	750万円以下	2/3	500万円	1億4,400万円
大規模投資枠	750千円超	2/3	1,000万円	4億1,600万円

Q 3 大規模投資枠対象者が小規模投資枠の申し込みはできますか？

- できません。
- 申し込みいただいても、大規模投資枠として本市で判定します。

例)

- ・ A社が補助対象経費1,200万円の投資に対し、小規模投資枠となる補助金申請額500万円で申請した場合、本市の審査の中で、補助対象経費1,200万円の補助率2/3となる800万円が本来の正しい補助申請額となることから、大規模投資枠として判定します。
- ・ この場合、審査が通るとA社には800万円が交付決定されます。
- ・ また、この応募時点で大規模投資枠の予算を超えており応募が締め切られていた場合は、A社の申請は受付できません。
- なお、同様に小規模投資枠の方が大規模投資枠の申し込みはできません。

Q 4 なぜ、大規模投資枠と小規模投資枠が設けられているのか？

- 限られた予算を公正かつ効果的に配分するため、投資規模に応じた募集枠を設けています。
- 大規模な投資案件だけで予算が使い切られてしまうことを防ぎ、小規模な

投資を行う事業者にもきちんと申請の機会が行き渡るようにするものです。

【申請全般】

Q 5 申請書の配布について。(配布方法・配布場所)

- 令和8年2月24日(火)から、市ホームページに申請書や記入例を掲載しています。

Q 6 申請手続きについて。(申請期間・申請方法)

- 申請受付期間は、令和8年3月13日(金)から令和8年3月31日(火)[当日消印有効]までです。
- 普通郵便でも受け付けますが、書留又はレターパックなど、追跡が可能な方法による申請をお勧めします。(オンライン申請の対応はしていません。)

Q 7 申請は先着順か。

- 消印日等の基準による先着順での受付となり、全ての書類が揃った時点を受付日とします。
- 補助金の予算額に達し次第、受付を終了いたします。
- 同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります。

Q 8 審査にどれくらい時間がかかるのか。

- 3～4週間を想定しておりますが、申請の混雑具合によります。
- 受付後速やかに審査いたしますのでしばらくお待ちください。

Q 9 審査で不採択になることはあるか。

- はい、あります。
- 主な理由は、補助対象外の設備(詳細はQ26参照)であること、事業計画の実現妥当性、定量的な効果が不明確などです。

Q10 給付のスケジュールについて。

- ① 申請書・事業計画書・必要書類の提出 ⇒ 交付決定通知書の発送
- ② 設備等取得着手、完了報告書の提出 ⇒ 交付額確定通知書の発送
- ③ 補助金交付請求書の提出 ⇒ 補助金振込

各種書類提出後、速やかに審査を行い、適正と認められたときは、受付日(全ての書類が揃った日)から1カ月程度で各種通知書を発送します。書類等に不備があった場合は、補正をお願いすることになるため、手続に日数を要します。

補助金の振込については、補助金交付請求書を受領してから2・3週間程度で振込いたします。

- なお、補助事業計画書において、スケジュール(予定)を記載する個所があります、あくまで申請者が想定する目安として記載いただくものであり、交

付決定通知の発送時期を保証するものではありません。

Q11 交付申請の審査結果について通知はされるか。

- 交付申請書の審査結果に応じ、交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を発送いたします。

Q12 なぜ、交付決定後でなければ、設備の契約、発注、購入等を行ってはならないのか。

- 交付決定前に契約や購入が行われると、その経費が補助対象として適正かどうかを事前に確認できません。補助金は公的資金であるため、事前審査を経て適正と認められた経費のみが対象となります。
- 交付決定前の契約、発注、購入等を行っていた場合で、不交付となった場合には、申請者に不利益となることが想定されますので、交付決定後に契約、発注、購入等していただくように定めています。

Q13 交付決定後に工事に着手するとしているが、見積書の取得や設備の購入予約は行ってよいか。

- 事業の主な行程としては、①見積書の取得、②契約、発注、購入等、③工事着手～工事完了（納品）、④請求、⑤支払い等が想定されます。
- このうち、①見積書の取得に関しては、申請書添付資料でもあるため、申請前に行ってください。
- 購入予約については、契約、発注、購入等に該当しない工程となりますので、予約をして問題ありませんが、キャンセル料が発生する等、申請者に不利益となる場合が想定されますので、その場合は予約先にご相談してください。

【対象者】

Q14 補助金の対象となる中小企業者と中堅企業の要件は。

- 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者
 ※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する企業及び個人（下記のいずれかを満たすこと）

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- 市内に事業所を有し、中小企業者を除く常時使用する従業員数が2,000人以下の会社及び個人
 ※産業競争力強化法第2条24項に規定する中堅企業であって、1年以上の事業継続実績を有する者
- これらに加え、補助金の交付後においても引き続き市内で当該事業を営む意思を有することとしています。

Q15 本補助金の対象とならないのはどのような者か。

- 主たる事業が日本産業分類における大分類「農業」に該当する者
 - 会社法第2条1号に規定する会社（※）以外の法人
 例) 宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO法人
 - 反社会的勢力（暴力団員等）
 - 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業）
 - 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - 次のいずれかに該当するみなし大企業とされる中小企業者
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している企業
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
 - ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- ※会社法第2条第1号に掲げるまたは準ずる会社とは

Q16 主たる事業が農業に該当する者が対象にならない理由は？

- 農業の方については、本補助金とは別に実施予定である市内の農業振興に資する補助金のご利用をご検討ください。

【お問い合わせ先】

さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話番号：048-829-1378 ファックス：048-829-1944

Q17 常時使用する従業員の定義は。

- 常時使用する従業員数とは、「解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。（労働基準法第20条、第21条）
- 基本的には、下記の者は常時使用する従業員からは除外されます。
 - ①日々雇い入れられる者
 - ②2か月以内の期間を定めて使用される者
 - ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
 - ④試用期間中の者
- ただし、①については1か月を超えて引き続き使用されている場合、②・③については所定の期間を超えて使用されている場合、④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、従業員数に数えます。
- なお、会社役員、個人事業主本人については、従業員数には含みません。

Q18 従業員数は支店の人数も含まれるか。

- 従業員数は会社全体の人数となります。本店以外の支社・支店等の従業員も含みます。

Q19 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。

- 雇用形態がアルバイトやパートであってもQ17の①～④の除外条件に該当しなければ、従業員数に含まれます。

Q20 いつ時点の従業員数か。

- 申請日時点の従業員数です。

Q21 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は補助対象になるか。

- 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する個人事業主であれば、市外在住であっても補助対象となります。

Q22 「市内に所在する事業所」をどのように確認するか。

- 添付書類チェックリストの不動産登記簿謄本、固定資産税評価証明書、固定資産税納税通知書又は貸借契約書で確認します。

Q23 どの時点で市内に事業所を有していればいいのか。

- 申請日時点で市内に事業所を有することが条件です

Q24 法人として申請する場合で、開業してちょうど1年のため、まだ確定申告書がない場合、申請できないのか。

- 申請可能です。確定申告書に代わり、売上台帳等、事業の継続性を証明する書類をご提出いただき、併せてその旨（開業間もなく申告書がない旨）を添付書類チェックリスト等に記入の上ご提出ください。

【対象設備】

Q25 「対象設備の更新」とは。

- 既存設備との入れ替えを指します。

Q26 補助金の対象とならない設備とはどのような設備か。

- 交付決定前に発生した経費は対象となりません。※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
- 既存設備の処分等に係る費用
- 土地、建物、構築物、簡易建物（コンテナ、ドームハウス等）の取得費用及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- 自動車等車両の購入費、修理費、車検費用
- 他者に賃貸する等、第三者が主に使用する設備
- 汎用性が高い設備（詳細はQ37参照）。ただし補助事業に専用的に使用するもの限り対象とする。
- 各種保険料
- 補助対象経費の補助対象事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費
- リースにより取得する機械設備等に係る経費
- 消費税及び地方消費税相当額
- その他補助対象事業に係る経費として、適切に認められないもの

Q27 レンタルオフィス又はシェアオフィス事業を営んでおり、事業の用に供する設備の更新で補助金申請をしたいが対象となるか。

- 補助金の目的は、設備を取得した事業者自身がその設備を使用し、業務の省力化・省人化・効率化を図ることです。
- したがって、レンタルオフィスやシェアオフィスの利用者が共用で使用する設備は、補助対象外となります。

Q28 オーバーホールや改良は対象となるのか。

- オーバーホールや改良は、一般的に「修繕費」や「保守費」として扱われるものであり、資産形成や設備投資とは区別される費用です。
- 補助金の対象は「新規の資産取得」に限定されるため、対象外となります。

Q29 対象設備かどうかどのように確認してもらえるのか。

- 対象となる設備の一覧などはありません。
- 導入・更新する設備が省力化、省人化又は業務効率化に資するものであることを、補助事業計画書にご記入ください。

- 申請に必要なとなる書類を一式ご提出いただき、今回の補助金の趣旨に合致するか、総合的に判断させていただきます。

Q30 定量的な効果はどのような視点で書けばよいか。

- 定量的な効果は作業時間削減率を算出してもらいます。
- 具体的な算式は、(設備導入前の月作業時間－設備導入後の月作業時間) ÷ 設備導入前の月作業時間＝作業時間削減率
- 以下を参考にして時間を計算し、算式に当てはめてください。
 - ・ 作業時間の短縮 (例：導入前 100 時間/月→導入後 80 時間/月)
 - ・ 必要人員の削減・再配置 (例：導入前 100 時間/月 (2 人) →導入後 50 時間/月 (1 人))
 - ・ 処理能力の向上 (例：80000 個作るのに導入前 200 時間→導入後 100 時間)

Q31 システムとはどのようなものが対象となるのか。

- 本補助金における「システム」とは、業務の省力化・省人化・効率化に直接的に寄与する、業務プロセスに組み込まれる IT 系の仕組みや機器構成を指すとともに、資産性が認められるものや初期導入に必要なシステム構築費となります。
- 例えば、クラウドサービスを利用した注文管理・在庫管理などと連携した POS レジを導入するケースについて記載します。
- この場合、対象経費は以下ようになります。(あくまで例となります)

経費項目	内容	補足
設備費	POS レジ本体、周辺機器 (レシートプリンター、バーコードリーダー、キャッシュドロワーなど) の購入費	機器の購入が対象
システム構築費	POS レジと注文管理・在庫管理などの連携設計、初期設定、ネットワーク構築など	初期導入に必要な一時的費用
工事費	POS レジの設置工事、配線工事など	据付に必要な工事
技術導入費	POS レジの操作方法や設定方法の外部指導料	導入時の操作研修など

- 一方で、以下のようなものは補助対象外となります。
 - ・ クラウドサービスの利用料

- ・ライセンス使用料（月額・年額などの定額料金を支払って継続的に利用するもの）
- ・通信費
- ・インク、レシート等の消耗品費

Q32 クラウド型の業務管理ソフトを初期導入する際、初期設定費用は補助対象となるのか。

- クラウドサービスの月額利用料は対象外ですが、導入時に発生する初期設定等システム構築費は、設備導入に直接関係する一時的な費用として補助対象になります。
- ここで言う初期設定等システム構築費とは例えば通常の初期設定はもちろん、他のシステムとの連携設計やネットワーク構築などとなります。

Q33 トラックは対象となるのか。

- 車両は対象としていません。

Q34 不動産は対象となるのか。

- 土地建物などは、対象になりません。

Q35 設備導入により工事を行うがどこまでが対象となるのか。

- 以下のような工事は、設備導入に直接必要な範囲であれば補助対象となる可能性があります。ただし、見積書等内容を審査させていただきます。
 - ・設備の設置に必要な基礎工事
 - ・電気・配線工事
 - ・設備と既存システムとの接続工事
- ただし、以下の工事は補助対象外となります
 - ・建物の改修・増築（例：倉庫の増設、壁の改修）
 - ・土地造成・外構工事（例：駐車場整備、舗装工事）
 - ・空調・照明などの一般設備の更新（設備導入に直接関係しない場合）
 - ・建築確認申請や設計費用（建築基準法に基づくもの）
- これらは、設備導入の範囲を超えた建築・施設整備に該当するため、補助金の目的外となります。

Q36 保守契約やメンテナンス費用は補助対象となるのか。

- 継続的な保守・メンテナンス契約は経費扱いとなるため、補助対象外です。

Q37 なぜ、汎用的な設備（パソコン、スマートフォン、タブレット）は補助対象とならないのか。

- 汎用的な設備（パソコン、タブレット、スマートフォン）が補助対象とな

るのは、それらが業務効率化に直接寄与する「専用システムの一部」として不可欠な場合に限られます。

- 例えば、以下のようなケースです。
 - ・生産管理ソフト（在庫・仕掛品管理、工程別スケジュール管理など）を運用するための固定端末として使用するパソコン
 - ・クラウドPOSを導入し、調理場で注文状況を確認するために使用する専用タブレット
- 一方で、補助対象外となる「汎用的な設備」とは、「どの業種でも広く使用される」「主に一般的な事務・運営に用いられる」「導入しても業務プロセスそのものに変化を与えない」といった特徴を有する機器です。
- 補助対象外となる汎用機器の例
 - ・パソコン（メール、文書作成、インターネット閲覧など）
 - ・スマートフォン（通話・SNSなど）
 - ・タブレット（会議やプレゼン資料表示）
 - ・その他、コピー機、シュレッダー、事務用電話機などの一般事務機器
- これらの設備は、日常業務の効率化には一定の効果があるものの、業務フローの変革、生産工程の自動化、専門処理の高度化など、「業務プロセスに実質的な改善」を直接もたらすものではありません。
- そのため、当該補助金が想定する生産性向上設備には該当せず、補助対象外となります。

Q38 補助対象経費に消費税は含むのか。

- 消費税は含みません。補助対象経費は税抜きとなります。

Q39 省エネ設備（例：LED照明、高効率空調）は対象となるのか。

- 単に省エネ設備の導入・更新は補助の対象外です。
- 設備の導入更新により、業務の省人化・省力化・業務効率化に資する設備が条件となります。
- したがって、省エネ型の自動包装機や加熱機器など、業務機能と省エネ性能を兼ねそろえた設備であり、本補助金の趣旨に合致している場合は対象となる可能性があります。

Q40 高効率空調を導入することで、作業環境が改善され業務効率化につながるとは思いますが、対象となるのか。

- 高効率空調設備は、作業環境の快適性向上に寄与する設備であり、業務効率化に間接的な影響を与える可能性はあります。
- しかし、本補助金は「省力化、省人化又は業務効率化に直接関与する設備導入」を支援する制度であるため、空調設備のような間接的な効果しか見込めない設備は、補助対象外となります。

Q41 中古設備は対象になるのか。

- 中古品は新品と異なり、市場価格が一定ではなく、価格の妥当性を証明しにくいことなどから、対象となりません。

Q42 省人化、省力化、業務効率化に資する設備とはどのようなものか。

- 省人化とは、自社の業務において、従来人手を要していた作業を機械化・自動化・IT化等により代替し、必要最小限の人員で業務を遂行可能とする設備をいいます。
- 省力化とは、自社の業務において、従業員が従来よりも少ない労力で作業を遂行できるようにする設備をいいます。
- 業務効率化とは、自社の業務プロセス全体を見直し、生産性の向上や業務の無駄の削減を図る設備をいいます。

Q43 既存設備と同等の設備を導入する予定だが、一部の機能をカスタマイズ又は、オプションを付ける場合、その費用も補助の対象とすることは可能か。

- 省人化・省力化・業務効率化に資するカスタマイズ費用やオプション部品については対象となります。なお、補助事業計画書にカスタマイズ等を行うことの効果等を記載してください。

Q44 補助金の交付決定額は1,000万円未満（例えば700万円）であったため、上限額まで追加で設備を導入することは可能か。

- 増額申請はできません。

Q45 技術導入費とは何ですか。

- 補助対象設備の導入や運用にあたり、外部の専門家から技術的な指導や支援を受ける際に発生する費用です。例えば、設備の操作方法の指導、初期設定の支援、現場での立ち上げ支援などが該当します。

Q46 技術導入費の証明にはどのような書類が必要ですか。

- 申請時には、技術導入費ということがわかる見積書等をご提出ください。

Q47 資格取得は技術導入費に該当しますか。

- 資格取得は、個人のスキル向上や知識習得を目的としたものであり、補助対象外となります。

Q48 自社製品を導入した場合は補助の対象になるか。

- 自社製品又は、関連事業者に係る調達分について、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類のご用意いただき、申請してください。

Q49 自社施工した場合は、その施工費用は補助の対象になるか。

- 自社施工又は、関連事業者に係る施工については、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類をご用意いただき、申請してください。

Q50 関連事業者とは。

- 連結子会社を含むグループ会社のことを指します。

【給付要件】

Q51 申請日以降に市外に事業所を移転した場合は補助対象となるか。

- 本補助金の交付後においても引き続き市内で当該事業を営む意思を有することが補助の要件であるため、申請日以降に市外に事業所を移転した場合は補助対象外となります。

Q52 複数の事業所を有する事業者への補助は。

- 事業所数によらず1事業者につき、1回限りの補助申請で上限額が1,000万円となります。

Q53 個人の事業と法人を設立して別の事業を行っているが、両方補助されるか。

- 事業者ごとの補助となりますので、個人事業主と法人が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人とに補助されます。ただし、1つの補助対象設備に対し重複申請することはできません。

Q54 市税を滞納している場合、補助対象となるか。

- 市税の滞納がないことを給付の要件としているため、補助対象外となります。
- また、市の貸付金の償還が滞っている場合、市の給付金等の返還義務を負っている場合についても補助対象外となります。

【添付書類】

Q55 必要な添付書類は。

- 下表のとおりです。

時期	添付書類
申請書提出時	法人にあつては、添付書類チェックリスト（法人用） 個人事業主にあつては、添付書類チェックリスト（個人事業主用）を参照
補助事業完了 報告書提出時	①設備を納品、工事等により導入し、その明細がわかる納品明細書、工事完了明細書、請求書等の書類（内訳として、設備の型番、台数、及び、設置工事費の記載があるもの） ②支払いを証する書類（預金通帳等） ③導入した設備の仕様等が分かる書類（カタログ等） ④導入した設備の設置済み写真及び導入した設備に貼付等されているメーカー名及び製品型番が明記

	された写真（複数台数の導入を行った場合は台数分）
補助金交付請求書提出時	①補助金交付額確定通知書（様式第8号）の写し ②振込先口座が分かる書類の写し（金融機関名、支店名（金融機関・支店コード）、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるもの）

- この他に、確認が必要な項目があった場合、追加書類を依頼することがあります。

Q56 固定資産税評価証明書と固定資産税納税通知書はいつ時点のものを提出すれば良いか。

- いずれの場合も最新のものを提出してください。

Q57 本人確認書類の写しは何を提出すれば良いか。

- 運転免許証、マイナンバーカードその他の公的機関が発行した身分証明書の写しなど、一点ご提出してください。（裏面に住所等の変更記録が記載されている場合は裏面も必要）

【本人確認書類例】

- ・運転免許証
- ・旅券
- ・マイナンバーカード（個人番号部分は黒塗りにすること）
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・船員手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証

Q58 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

- 收受印は不要です。

Q59 個人事業主で確定申告の義務がない場合は。

- 直近年度の市・県民税の申告を行っていれば、その申請書類の控えで代用ができます。市民税・県民税申告書にて事業収入の有無を確認いたします。

Q60 添付書類に記名したほうがよいか。

- 必要ありません。

Q61 貸借契約書は、全てのページの写しが必要か。

- 貸借契約書の一式をご提出ください。

Q62 見積書は、今回の補助金申請のために、改めて取得する必要があるか。

- 製品の金額が変わっている場合や、製品が廃版となっている場合が想定されるため、できる限り最新の見積書を取得してください。

Q63 見積書に記載されている「見積の有効期限」が切れているが問題ないか。

- 問題ありませんが、万が一、補助金交付決定後に、製品の値上がりが判明した場合でも、交付決定額を増額することはできません。よって、できる限り最新の見積書を取得してください。

Q64 見積書に、補助金申請とは関係のない内容が記載されているが問題ないか。

- 問題ありませんが、本補助金申請の経費（設備費、工事費）に印を付けるなど、該当項目の明確化にご協力をお願いします。

Q65 複数の設置場所がある場合若しくは、複数の種別の設備を入れる場合、どのように申請すればよいか。

- 複数の市内事業所に設備を導入する場合は、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付申請書4 導入・更新設備の概要の設備導入設置場所の欄に該当する事業所を記載してください。

Q66 提出書類で、設備の仕様がわかる書類とは何か。

- カタログやホームページの写し等。主にメーカー、設備名、型式等がわかる書類を指します。

Q67 交付決定を受けた内容に変更がある場合は、どのような書類が必要か。

- 内容変更等承認申請書（様式第5号）を提出してください。変更内容に係る書類を全て添付の上、ご提出ください。

Q68 事前に書類を確認してほしい場合どこにどのように相談すれば、受け付けてくれるか。

- 事前確認は実施しておりません。記入例等を参照の上ご準備いただき、ご不明な場合はコールセンター（048-829-1402）までお問合せください。

【その他】

Q69 法人の場合、振込口座は代表者個人の口座など法人名義以外のものでも良いか。

- 申請される法人名義の口座でお願いします。

Q70 確定申告は必要となるのか。

- 税務署や税理士などに税金上の取り扱いを確認したうえで確定申告を行ってください。

Q71 クレジットカードで支払いをしてよいか

- クレジットカードで支払いは可能ですが、以下の点をご注意ください。
- クレジットカードで支払った場合、引落日が完了報告書提出の締め切りとなる令和9年1月29日までになるようにしてください。
- また、引き落とされた際、クレジットカードの明細等により支払ったことが確認できるようにしてください。
- 本補助金は申請者が実際お金を支払ったものに対して補助するものであるため、クレジット利用日ではなく、引落日を基準としていることをご注意ください。